

狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則

平成23年1月18日教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市立学校の施設の使用に関する条例（平成22年条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校施設 条例第3条各号に掲げる施設をいう。

(2) 平日 次に掲げる日以外の日をいう。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(使用時間及び時間区分)

第3条 学校施設の使用時間及び時間区分は、別表のとおりとする。ただし、狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 学校施設（条例第3条第5号に規定するプール（以下「プール」という。）を除く。）の休場日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

2 プールの休場日は、9月30日から翌年の6月30日までとし、開場日は、休場日を除く期間のうち委員会が定める期間とする。

(使用者)

第5条 学校施設（プールを除く。）を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「団体使用者」という。）とする。

(1) 狛江市社会教育関係団体登録要綱（平成23年教育委員会要綱第8号）に基づく登録を受けた団体（以下「社会教育関係団体」という。）

(2) 狛江市体育施設条例施行規則（令和 年規則第 号）第8条第4項の規定に基づく登録を受けた団体

(3) 狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号）第7条第3項の規定に基づく登録を受けた団体

(4) 狛江市青少年育成団体登録要綱（令和7年教育委員会要綱第 号）に基づく登録を受けた団体（以下「青少年育成団体」という。）

(5) 狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則（昭和52年規則第28号）第5条第3項の規定に基づく登録を受けた団体

(6) その他委員会が特に認めた団体

- 2 プールを使用できる者（以下「個人使用者」という。）は、幼児（1歳から小学校就学の始期に達するまでの者（おむつを使用する者を除く。）をいう。以下同じ。）以上のものとする。ただし、幼児が使用するときは、18歳以上の者が付き添わなければならない。

（使用の申込み等）

第6条 団体使用者は学校施設（プールを除く。）を使用するときは、委員会が指定する施設予約を行うためのシステム（以下「施設予約システム」という。）上で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、委員会から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。

- 2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、別に定める規則により委員会が特に認めたときは、受付期間前に申請することができる。

（1） 抽選予約 使用を開始する日（以下「使用日」という。）の2月前の日の属する月の初日から10日まで。この場合において、抽選予約できる登録団体は、第5条第1項第1号から第3号まで又は第6号に掲げる団体であり、登録時にホームとして学校施設を選択した団体に限る。

（2） 一般予約 使用日の2月前の属する月の12日午前5時から使用日の14日前まで

- 3 団体使用者は、原則として次の各号の区分に応じ、当該各号の期間内に使用料を支払わなければならない。

（1） 抽選予約 抽選結果が確定した月の25日まで

（2） 一般予約 前項の申込みを行った日から7日以内（申込日から7日目が平日以外の場合は、その直前の平日までとし、使用日が1月8日又は9日の場合は、前年12月28日まで（当該日が平日以外の場合は、その直前の平日までとする。））。ただし、市長が必要と認めたときは、別途期日を指定することができる。

- 4 個人使用者がプールを使用するときは、プール入場券の購入をもって使用の申込みとみなし、当該プール入場券の交付をもって委員会から使用許可を受けたものとみなす。

- 5 委員会は、使用者から当該学校施設を使用するときまでに使用料の支払がない場合には、当該使用の申込みを取り下げたものとみなす。

（使用の許可要件）

第7条 前条の規定にかかわらず、委員会は、施設の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者による施設の使用を許可しない。

（1） 売名及び営利を目的とするものであること。

（2） 政治的中立の趣旨に反するものであること。

（3） 宗教的目的を有するものであること。

（4） 反社会的、暴力的目的を有するものであること。

（5） 公序良俗に反するものであること。

（6） 前各号に掲げるもののほか、委員会が不適切と判断したもの

(使用の取消し)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用目的に反する行為をしたとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 第12条の規定による遵守事項を守らないとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) その他委員会が必要と認めるとき。

(使用料の減額又は免除)

第9条 条例第5条ただし書に規定する使用料の減額又は免除については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき 免除
 - (2) 狛江市又は委員会が主催又は共催する事業で使用するとき 免除
 - (3) 青少年育成団体がその活動にホームとして選択した学校施設の体育館、武道場、校庭又は特別活動室等を使用するとき 免除
 - (4) 学校長が承認したPTA活動で使用するとき 免除
 - (5) 狛江市内の保育園、保育施設又は幼稚園が社会教育又は社会体育を目的に行う事業で、所管する課の長の認定を受けて使用するとき 免除
 - (6) 社会教育関係団体がその活動に体育館、武道場又は校庭を使用するとき 100分の50の減額
 - (7) 市内に住所を有する心身に障がい者を有する者及びその介護者がプールを使用するとき 免除
 - (8) 障がい者及びその介護者又は障がい者を支援する者10人以上で構成する団体が使用するとき 免除
 - (9) 障がい者を支援することを目的に活動する者10人以上で構成する団体がその目的に沿って使用するとき 免除
 - (10) その他市長が特に必要と認めるとき 100分の50の減額又は免除
- 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、施設予約システム上で申請し、又は学校施設使用料減免申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第8号又は第9号の規定による免除を受けようとする者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第2条に規定する愛の手帳を提示することをもって、免除の申請に代えることができる。
- 3 第1項第8号及び第9号の規定による免除を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 障がい者の福祉の増進又はそれに準ずることを目的とした規約、会則等を有すること。
 - (2) 構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学し

ている者であること。

4 第1項第9号の規定による免除を受けようとする団体は、前項第1号に規定する規約、会則等を提出しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の減額又は免除の承認又は不承認決定をし、学校施設使用料等減免承認・不承認通知書（第2号様式）を減免申請者に通知する。この場合において、施設予約システム上で申請を行った使用者に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通知を行い、第1項第7号の規定により使用料を免除したときは、施設使用者にプールへの入場を許可することをもって通知に代えることができる。

（使用料の還付）

第10条 条例第6条ただし書に規定する使用料の還付については、次のとおりとする。

(1) 施設使用者の責によらない事由により使用することができないとき 全額

(2) 使用日の7日前までに使用の取消しを申請し、市長が相当の理由があると認めるとき 全額

(3) 天候又はグラウンド等の状態の不良及び熱中症のおそれにより使用できない場合は、次の定めるところによる。

ア 施設使用者が30分未満でその使用を中止したとき 全額

イ 施設使用者が2時間の使用時間に30分以上1時間30分未満でその使用を中止したとき 100分の50

(4) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする施設使用者は、施設使用料還付申請書兼領収書（第3号様式）に使用許可書又はプール入場券を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査の上、使用料の還付の承認又は不承認を決定し、施設使用料還付承認・不承認通知書（第4号様式）を使用者に通知するものとする。

（使用の制限）

第11条 条例第7条第2号に規定する使用制限とは、次の各号のいずれかに該当する者が学校施設に入場し、又は入場する場合をいう。

(1) 火薬類その他危険物を所持する者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある者

(3) 委員会の指示に従わない者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（使用者の遵守事項）

第12条 学校施設の使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。

- (2) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 使用時間（準備及び後片付けに要する時間も含む。）を厳守すること。
- (4) 付属設備は、利用を認められたもののみを利用し、利用後は必ず所定の位置に戻すこと。
- (5) 利用後は、清掃を行うこと。
- (6) 喫煙及び飲酒は行わないこと。
- (7) 委員会が定めた場所以外で火気を使用しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の指示する事項（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日以後の使用に係るものから適用する。
- 2 狛江市公立学校の施設の使用に関する規則（昭和50年教育委員会規則第2号。以下「旧規則」という。）及び学校施設（教室等）開放事務取扱要領（平成10年教育委員会要領第1号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定により使用の許可を受けている者は、この規則の規定により許可を受けているものとみなす。

付 則（平成23年3月31日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月15日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年1月18日教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以後の使用に係るものから適用する。

（経過措置）

- 2 狛江市社会教育関係団体登録要綱（平成23年教育委員会要綱第8号。以下「要綱」という。）の施行の日からこの規則の施行の前日までの間に要綱第4条第1項の規定に基づく登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）による改正前の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定によりされた使用許可の申請は、改正後の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条の規定によりされた使用許可の申請とみなす。

付 則（平成24年7月12日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年6月25日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年7月24日教育委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年 1 月19日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則の規定は、平成28年 4 月 1 日以後の使用に係るものから適用する。

付 則（平成28年 3 月30日教育委員会規則第10号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行し、改正後の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則第10条の規定は、平成28年 7 月 1 日以後の使用に係るものから適用する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則により行った措置は、それぞれ改正後の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則により行ったものとみなす。

付 則（令和 3 年 8 月16日教委規則第 7 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 4 年 2 月10日教委規則第 2 号抄）

付 則（令和 7 年12月23日教育委員会規則13号）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号に基づき施設使用の申請をした者は、この規則による改正後の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則第 6 条第 1 項に基づき申込みをしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則第 6 条第 1 項第 2 号に基づき施設使用の申請をした者は、この規則による改正後の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則第 6 条第 4 項に基づき申込みをしたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則第 7 条第 1 項に基づき施設の使用許可を受けた者は、この規則による改正後の狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則第 6 条第 1 項又は第 4 項に基づき 使用の許可を受けたものとみなす。
- 5 この規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定並びに第 3 条中狛江市立公民館条例施行規則第 6 条第 7 号、第10条第 4 項、第11条及び第 1 号様式の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

学校施設の使用時間

施設名等	使用時間
------	------

特別教室等	小学校	授業日	午後6時から午後9時まで
	中学校 (狛江第二中学校を除く。)		
	狛江第二中学校		午後7時から午後9時まで
	小学校	休日・休業日	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時まで
	中学校 (狛江第二中学校を除く。)		
	狛江第二中学校		
体育館及び武道場	小学校	授業日	午後6時30分から午後9時まで
	中学校		午後7時から午後9時まで
	小学校	休日・休業日	午前9時から午前11時15分まで、午前11時25分から午後1時40分まで、午後1時50分から午後4時5分まで、午後4時15分から午後6時30分まで及び午後6時45分から午後9時まで
	中学校		
校庭	小学校	休日・休業日	4月から8月まで 午前8時から午後6時まで
	中学校		9月から10月まで及び2月から3月まで 午前8時から午後5時まで 11月から1月まで 午前8時から午後4時まで
プール	中学校	休日・休業日	午前9時30分から午後5時30分まで

備考1 校庭の使用は2時間を1区分とする。ただし、9月から10月まで及び

2月から3月までの午後4時から午後5時までは1時間を1区分とする。

2 体育館とは、狛江市立狛江第二中学校においては、アリーナをいう。
第1号様式から第4号様式まで（省略）